

職場の受動喫煙防止対策説明会のご案内

～厚生労働省委託事業～

健康増進法が改正され2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されます。また、飲食店、職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を利用できます。

このような受動喫煙を防止するため厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。その一環として事業場の経営者、人事、労務、安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

参加費無料

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

(飲食業、サービス業、その他業種)

日時：第一回目 令和元年11月12日(火) 14:00～15:20
第二回目 令和元年11月18日(月) 14:00～15:20

会場：福岡メディカルセンタービル 6階 研修室
福岡市博多区博多駅南2丁目9-30

内容：①職場の受動喫煙防止対策に関する法規制の現状と今後の展望、支援制度の取

組

- ②有害性と職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
- ③受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介します。)

講師：福岡労働局労働基準部健康課担当官、日本労働安全衛生コンサルタント会専任講師

申し込み要領：以下のメールアドレスに事業場名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載しお送りください。ファックスでも結構です。

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会福岡支部

e-mail: ooharasbh@sage.ocn.ne.jp fax: 0942-39-9535

申込期限：10月23日(水) ☆問合せ先：090-8288-4689(大原)

主催 福岡労働局

主催 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

共催 独立行政法人労働者健康安全機構 福岡産業保健総合支援センター

上

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 福岡支部内 FAX 0942-39-9535

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込書

参加者氏名	
事業場名	(業種:)
住所 電話番号	〒 TEL

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外は使用いたしません。